

第3次

# 合志市自治基本条例 推進アクションプラン

(令和3年度～令和7年度)

## 合志市自治基本条例推進アクションプラン策定の趣旨

平成22年4月1日に合志市の自治の基本理念やそれを実現するための諸制度を定めた「合志市自治基本条例」が施行されました。また、平成23年2月4日には、この自治基本条例の運用状況を確認し、参画および協働によるまちづくりに関することについて調査、審議することを目的とした「合志市自治基本条例推進委員会」が設置されました。

この自治基本条例を着実に推進していくことを目的として、市では平成23年に「第1次合志市自治基本条例推進アクションプラン（計画期間 平成23年度～平成27年度）」を、平成28年に「第2次合志市自治基本条例推進アクションプラン（計画期間 平成28年度～令和2年度）」を策定し、条例に基づいて取り組むべき内容及びそのスケジュールをまとめました。

その結果、自治基本条例ガイドブックによる市民への啓発、市民の参画機会の充実を図るためプッシュ型メール機能を備えた合志市アプリの公開、栄コミュニティの結成による地域社会の支え合いの基盤づくりなど、様々な取り組みを実施してきました。

しかしなお、市民の条例への認知度、地域や職場での行事への参加など市民への周知・啓発、参画と協働のための課題は残されています。

このたび、自治基本条例に規定された事項の更なる推進のために、第3次アクションプランを策定し、令和3年度から令和7年度までの進行管理を行っていきます。

## 目 次

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 1.  | 条例の位置づけ（第2条関係）             | 1  |
| 2.  | 市議会の責務（第9条関係）              | 2  |
| 3.  | 市の執行機関の責務（第11条関係）          | 3  |
| 4.  | 総合計画（第15条関係）               | 5  |
| 5.  | 組織づくり（第16条関係）              | 6  |
| 6.  | 総合的な行政サービス（第17条関係）         | 7  |
| 7.  | 情報共有及び説明責任（第18条関係）         | 8  |
| 8.  | 個人情報保護（第19条関係）             | 9  |
| 9.  | 市民の要望の取扱い（第20条関係）          | 10 |
| 10. | 行政手続（第21条関係）               | 11 |
| 11. | 公益通報（第22条関係）               | 12 |
| 12. | 行政評価（第23条関係）               | 13 |
| 13. | 財政運営及び公表（第24条関係）           | 14 |
| 14. | 参画及び協働の原則（第25条関係）          | 15 |
| 15. | 参画機会の充実（第26条関係）            | 16 |
| 16. | 審議会等への参画（第27条関係）           | 17 |
| 17. | コミュニティ活動（第30条関係）           | 18 |
| 18. | 合志市自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係） | 20 |
| 19. | 合志市自治基本条例の見直し（第32条関係）      | 21 |
| 20. | 自治基本条例の周知・啓発               | 22 |



## 1. 条例の位置づけ（第2条関係）

| 条 文   | 解 説   |
|---|---|
| <p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 市民の参画と協働によりつくられたこの条例は、本市の自治についての最高規範であり、他の条例、規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとします。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び各種行政計画等の策定及び見直しに当たっては、この条例に定める事項との整合を図り、体系的に整備するよう努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は「自治の基本事項」を定めた市の最高規範であり、国の憲法に相当するものであることを示しています。</li> <li>・この条例は、市民で組織した自治基本条例検討懇話会が条文を練り、市民検討会で補強し、市長へ提言された草案を、行政で更に検討後、議会へ提案し、議会が審議・議決して制定されました。このことを「市民の参画と協働によりつくられた条例」と表現しています。</li> <li>・他の条例等の制定、改定や各種行政計画の策定・見直しにあたっては、最高規範である自治基本条例を尊重することを定めています。</li> <li>・最高規範である自治基本条例を基に、個別条例は体系的に(序列化を考慮し)整備するよう努め、必要であれば分野における上位の基本条例を制定することを示しています。</li> </ul> |

| 担当課                          | 総務課  | 関係課 | 全課 |
|------------------------------|--|-----|----|
| 現 状<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 自治基本条例については、職員研修会などの機械を捉えてさらに周知を図っていきます。   |     |    |
| 課 題<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 自治基本条例の制定については職員は知っていますが、各条文についての理解を更に深めていく必要があります。  |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 自治基本条例の内容は、職員として当然心がけるべきことであり、認識の向上を図るよう努めます。会議での発言や資料配布、総務課への例規関係合議の際などに自治基本条例の条文を引用するなど具体的に行います。 |     |    |

## 2. 市議会の責務（第9条関係）

| 条 文   | 解 説  |
|---|--|
| (市議会の責務)<br>第9条 市議会は、前条の役割を果たすとともに、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条は、前条で示された市議会の役割を果たすことが責務であることを明らかにし、情報公開と開かれた議会運営を図ることを責務として表しています。</li> <li>・情報の公開は、市民の市政への参画の前提条件になることから、市議会の活動状況について、情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明することで、開かれた議会運営に努めることを責務として明記しています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 議会事務局  | 関係課 |  |
|-------------------------------------|--|-----|--|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 毎定例会の開会前に「定例会の日程、一般質問の内容」等をホームページに掲載するとともに、庁舎、支所等各公共施設においても掲示を行っています。また閉会后すぐに審議結果をホームページに掲載しています。</li> <li>② 「議会広報紙(タブロイド版)」を年4回発行し、本会議における論議の内容を住民に分かりやすく伝えられるよう努めています。</li> <li>③ 会議録等のホームページ掲載を行っています。</li> <li>④ 本会議のインターネット中継配信(生中継と録画中継)を実施しています。</li> <li>⑤ 毎月の議会関係の会議等日程をホームページでお知らせしています。</li> <li>⑥ 議会報告会を開催しています。</li> <li>⑦ 開かれた議会運営に関しては、議会運営委員会を中心に協議しています。</li> <li>⑧ タブレット端末導入により、ペーパーレスに取り組んでいます。</li> </ol> |     |  |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 議会に関する情報について、市民に関心を持っていただけるよう、引き続き、分かりやすい公開方法を検討する必要があります。</li> </ol>   |     |  |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 引き続き、議会に関する情報を積極的に分かりやすく公表していきます。</li> </ol>  |     |  |

### 3. 市の執行機関の責務（第11条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| <p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第11条 市の執行機関は、すべての業務について、市民の信頼を得られるよう、誠実かつ迅速に対処します。</p> <p>2 市の執行機関は、市民の意見を適確に把握し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、将来を見据え、安定した財政運営を行います。</p> <p>3 市の執行機関は、市民の権利と責務が実現できるよう、参画の機会を拡充するとともに、市民から出される意見及び提案に対して総合的に検討し、その結果について説明責任を果たします。</p> <p>4 市の執行機関は、本市の目指すべき方向性及びまちづくりの理念を定めて、分かりやすい方法で広く市民に示します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の執行機関が取り扱う全ての業務は、市民から信頼されるに値するものでなければならないという根本的な原理を責務として定めています。</li> <li>・第2項は、市の執行機関が、将来にわたる安定した財政運営を行うことを責務としています。財政運営については、市の執行機関の責務が重要で、最も大切な部分であるという認識、また地道な取り組みによって成果や改善が求められることから、市の執行機関の責務として定めています。</li> <li>・第3項は、第2章に定める市民の権利と責務が実現できるよう、市の執行機関が対処にあたる姿勢を責務として表しています。</li> <li>・市の執行機関は、市民のまちづくりへの参画機会を拡充するという責務に加え、市民がまちづくりに参画する過程で提出する意見や提案に対して、本条第1項に基づいて対処し、総合的な検討を行い、その結果どう取り扱ったのか、市の考え方を示すことで、市の執行機関の説明責任を果たすことを責務としています。</li> <li>・第4項は、市の執行機関がまちづくりの方向性や理念を定めて市民に示すことを責務として表しています。</li> <li>・第5条第3項の市民の責務を果たしてもらうため、市の執行機関は、まず市のめざすべき方向性やまちづくりの理念を定めて、広く市民に示すことが必要であることから責務として表現しています。</li> <li>・「市のめざすべき方向性やまちづくりの理念」については、地方自治法第2条に基づいて、市の執行機関が総合計画「基本構想、基本計画、実施計画」として策定しますが、策定した方向性や理念について、分かりやすい方法で市民に示すことを、責務としています。</li> <li>・「分かりやすい方法」とは、市のホームページや広報紙などの手段の活用及び検討に加え、示す際の内容の工夫、また市政座談会や説明会、出前講座などで直接説明などが考えられます。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 財政課・企画課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <p>現 状</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p> | <p>① 将来世代の安定した経営を目指し、平成28年4月に財政計画を策定しましたが、熊本地震の影響により平成30年3月に財政計画(平成30年度～令和5年度)の見直しを行いました。(第2項関係)</p> <p>② 市民の参画機会として、パブリックコメントや市政への提案箱設置を実施し、結果については必要に応じて公表を行っています。(第3項関係)</p> <p>※第26条「参画機会の充実」の中でも具体的取り組みを記載しています。</p> <p>③ 合志市総合計画(平成28年～令和5年)で「まちづくりの基本理念」を定めています。総合計画については、概要版を作成し全戸配付、市広報紙、市ホームページに掲載しています。(第4項関係)</p> <p>※第23条「行政評価」の中で総合計画の進行管理を行っています。</p> <p>④「合志市まちづくり事業提案制度」により、参画機会の充実を図っています。</p> |     |    |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| <p>課題<br/>(第3次アクションプラン策定当初)</p>      | <p>① 令和3年度から普通交付税が一本算定になり、今後ますます厳しい財政事情となることが予測されるため、これまで以上の自主財源の確保と、歳出の抑制が必要となります。(第2項関係)</p> <p>② 合併特例債も令和7年までと期間延長になり、必要な行政水準を確保するためには、一定の起債借入れは必要になるので、将来の償還を考慮したバランスのよい財政運営を行う必要があります。(第2項関係)</p> <p>③ 年度によって生じる財源の不均衡(法人市民税の増減等)を調整するために設置している財政調整基金は、合併当初の約16億円から約30億円(令和2年度末)へ増えています。今後、交付税の減額や大規模事業の実施などにより毎年度の予算編成において、取り崩しを行う必要が予測され、基金総額の減少が課題となります。(第2項関係)</p> <p>④ 大規模事業の実施にあたっては、PFI・PPPなど活用により歳出予算の圧縮を図っていく必要があります。(第2項関係)</p> <p>⑤ 人口増加と高齢化に伴い増えていく扶助費や人件費・物件費などについて、今後どの程度抑制していくかが課題です。</p> <p>⑥ 公共施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持補修や更新による財政負担の平準化が必要となります。(第2項関係)</p> <p>⑦ 社会保障費、特に扶助費等の増加による財政の硬直化が懸念されます。</p> <p>⑧ 市政への提案箱設置については、具体的な提案がほとんどない状況です。(第3項関係)</p> |
| <p>今後の取り組み<br/>(第3次アクションプラン策定当初)</p> | <p>① 財政計画の進捗管理、適時見直しを行い、財政計画と総合計画との整合性を取りながら健全な財政運営を行っていきます。(第2項関係)</p> <p>② まちづくり事業提案制度の認定により、参画機会の充実を図ります。(第3項関係)</p>  |



#### 4. 総合計画（第15条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| <p>(総合計画)<br/>           第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。<br/>           2 市の執行機関は、総合計画の策定に当たり、参画ができる場を設け、市民の意見を反映します。<br/>           3 市の執行機関は、法令等に基づく個別計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保します。</p> | <p>・第15条は、まちづくりの指針となる総合計画の策定にあたって、自治の基本理念及び市政運営の基本原則を踏まえた策定を行うことを定め、地方自治法第2条第4項の規定による基本構想を柱に、第4条第6号自治の基本理念の自立した自治体経営を進めるため、まちづくりの指針となる総合計画に関することについて定めています。</p> <p>・総合計画は、市政運営の基本となる最上位の計画であることから、ここでは、総合計画の策定にあたって、市民が参画できる場を設けて、市民の意見が反映できるように努めることとしています。</p> <p>・情報が共有できるよう広く市民へ知らせるため、周知する手段の検討に加え、市民にとってより分かりやすい内容の示し方を工夫することが求められています。</p> <p>・市民が参画できる場(機会)としては、市民アンケート、公募市民が参画する総合政策審議会、ワークショップ、パブリックコメント、その他(公聴会、グループインタビュー、市政モニタなど)が考えられます。</p> <p>・第3項では、法令等に基づく個別計画についても、自治の基本理念をベースに、総合計画との整合性を確保するよう明記しています。</p> |

| 担当課                                 | 企画課   | 関係課 | 施策別の主管課・関係課 |
|-------------------------------------|---|-----|-------------|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 市総合計画第2次基本構想(平成28年度から令和5年度まで)のうち、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする第2期基本計画を策定しました。<br>策定にあたっては、市民の意見を反映するため、市総合政策審議会への諮問を行いました。<br>② 個別計画策定の際は、「個別計画を策定する場合の手法(スケジュール等)」に基づき、統一を図っています。 |     |             |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 総合計画と個別計画の整合性を図る必要があります。  |     |             |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 今後も各部署で策定している個別計画について、総合計画との整合性を図っていきます。  |     |             |

## 5. 組織づくり（第16条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| <p>(組織づくり)</p> <p>第16条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務及び事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備します。</p> <p>2 市の執行機関は、市政の課題に適確にこたえることができる知識と能力を持った職員を育成し、効率的な組織運営を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条は、市政運営をすすめるにあたって、市民にとっては分かりやすく、執行側からは効率的な組織づくりについて定めています。</li> <li>・組織づくりは、単に事務の効率化だけを目的にするのではなく、「総合計画を実現するため、」というまちづくりの課題解決に向けて取り組むためのものとして、法令、条例、規則、予算に基づいて、手段である各種の事務や事業を適正かつ適確に執行できる組織体制を整えることを定めるものです。</li> <li>・第2項は、市の執行機関が、市政運営の基礎として機能する職員の育成について定めています。</li> <li>・市の執行機関は、まちづくりの課題解決に向けて適確にこたえることができる知識と能力を備えた職員を育てることも組織づくりととらえています。</li> </ul> |

| 担当課                                     | 総務課   | 関係課 | 全課 |
|---|---|-----|----|
| <p>現 状</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p>     | <p>① 組織体制については、住民に分かりやすくきめ細やかな行政サービス、業務の適正で的確な執行ができる組織づくりのため、継続的に検証・見直しを行っています。</p> <p>② 職員育成については、平成22年2月に策定した「合志市職員人材育成基本方針」に従い、階層別また専門テーマによる、講師を招いての庁内研修会の実施、外部研修機関が開催する研修会・講座等の受講を行っています。</p> |     |    |
| <p>課 題</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p>     | <p>① 社会情勢の変化に柔軟な対応ができる組織づくりが必要です。新たな業務に伴う職員一人あたりの負担が増す状況にあります。</p> <p>② 職員育成についても業務の多様化に対応していくための人材と専門性の高い人材の育成が必要です。現在の職員人材育成基本方針の改正を行い、人事評価の更なる確立を行う必要があります。</p>                                |     |    |
| <p>今後の取り組み</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p> | <p>① マイナンバー制度利用の拡大に伴う組織体制・人材の育成に取り組みます。また、職員人材育成方針の見直しを行い人事評価制度の活用を図っていきます。民間委託などの導入も積極的に検討しサービス向上と効率化を図ります。</p> <p>② 現在、実施している庁内研修会開催、外部機関研修会の受講を継続しながら、必要に応じ研修内容の見直し、また専門能力を養成する研修の充実を図ります。</p> |     |    |

## 6. 総合的な行政サービス（第17条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| (総合的な行政サービス)<br>第17条 市の執行機関は、自治の基本理念に基づき、組織の横断的な連携を図り、市民のニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行います。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第17条は、総合的な行政サービスについて定めています。</li> <li>・この条文には、自治の基本理念である、市民主権、人権の尊重、情報の共有、より良い環境への配慮、子育てを視点とした参画と協働、自立した自治体経営を常に意識し、効率的、効果的な行政サービスを継続的に行ってほしいとの思いが込められています。</li> <li>・効率的、効果的な行政サービスを継続的に行うためには、従来から指摘されている縦割り行政から脱却し、全ての部署が横断的に連携することが必要であるとの思いが「組織の横断的な連携を図り」という表現に込められています。</li> </ul> |

| 担当課                             | 総務課・企画課   | 関係課 | 全課 |
|---------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 月2回の庁議および政策推進本部会議、庁内グループウェアの活用により職員の情報共有化を図っています。<br>② 全庁的に取り組む事業の対応については、担当課が中心となり全課で対応しています。  |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 新しく国・県の事業を実施する際に、担当課の決定と進捗に時間を要する場合があります。   |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初)    | ① 組織の横断的な連携を図るために、組織の見直し、庁議や内部の各種検討委員会等を充実していきます。<br>② 政策推進本部設置要綱に基づいた課題別部会の設置を必要に応じて行い、組織の横断的連携を図り、行政手続きに求めている書類への押印について、国が示すガイドラインを参考に積極的に取り組みます。 |     |    |

## 7. 情報共有及び説明責任（第18条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| <p>(情報共有及び説明責任)<br/>           第18条 市の執行機関は、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報を共有します。<br/>           2 市の執行機関は、事業の企画立案、決定、実施及び評価に当たっては、必要に応じその必要性及び妥当性を分かりやすく市民に説明します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18条は、情報共有と説明責任について定めています。</li> <li>・第4条自治の基本理念の第3号情報の共有及び、第6条市民の責務及び権利の第2項情報公開の権利の規定に対し、市の執行機関の姿勢や取り組みについて定めた条文です。</li> <li>・「市政に関する情報」には、情報を公開していること自体を広く市民に知らせるとともに、市の業務や仕事が生じることになった理由や原因などについても公開してほしいとの思いを含んでいます。</li> <li>・「市民に分かりやすく公開し」には、どこに情報が公開されているかを、例えばホームページの情報を広報でこの情報の詳しい情報はHPのどの場所にあるなど、情報を公開していること自体を広く市民に知らせしてほしいとの思いが込められています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課・企画課   | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <p>① 合志市情報提供の推進に関する要綱により、合志市ホームページや合志市アプリ、広報こうしへの掲載、情報公開コーナー設置、各課等における案内文書、パンフレット、リーフレット、刊行物など印刷物の配布、有償刊行物(音声、映像資料を含む。)の頒布、報道機関への情報提供等により市政に関する情報提供を行っています。</p> <p>② 各種計画の策定については、市民への説明会開催等により、その必要性や計画内容を説明しています。</p> <p>③ 各種審議会、委員会等における会議録を合志市ホームページで公表しています。</p> |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <p>① 市政に関する情報について、市民に分かりやすい公開方法を検討する必要があります。</p>  |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | <p>① 各種審議会、委員会等における会議録等について、積極的な情報提供を行います。</p> <p>② 引き続き、市政に関する情報を積極的に分かりやすく公表していきます。</p>   |     |    |

## 8. 個人情報保護（第19条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| (個人情報保護)<br>第19条 市の執行機関は、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現するため、個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条では、個人情報保護について定めています。</li> <li>・市の執行機関が保有する個人情報について、適正に管理し、利用及び提供等にあたって適切な保護措置を講じなければならないことを明記しており、個人情報を保護する目的は、市民の基本的な人権を擁護して、信頼される市政を実現するためであることを明らかにしています。</li> <li>・「個人情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じる。」とは、市個人情報保護条例にのっとりた市政運営を行うということです。</li> <li>・個人情報の定義は、合志市個人情報保護条例第2条第1項第1号に規定されており、個人に関する情報で、特定の個人が識別され又は識別され得るもので、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くとされています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課・企画課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合志市個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正管理を行っています。</li> <li>② 新人研修や文書管理主任者研修で個人情報保護の重要性について説明を行っています。</li> <li>③ 民間委託、指定管理においては、個人情報の適正管理について、契約書、協定書等に謳っています。</li> <li>④ 防犯カメラ設置等、個人情報の利用案件につきましては、個人情報保護審査会に諮問し承認を得て行っています。</li> <li>⑤ 職員研修やネットワーク推進委員会で個人情報保護の重要性について説明を行っています。</li> <li>⑥ 電子機器を利用した個人情報については、合志市情報セキュリティポリシーにより運用しています。</li> </ol> |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① マイナンバー制度や情報化社会の進展に伴い、個人情報保護への職員の認識統一が一層求められています。</li> </ol>   |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 必要に応じて総務課が適宜相談に対応していきます。</li> <li>② 定期的な職員研修の実施や周知により個人情報保護に努めます。(新人研修、文書管理主任者説明会など)</li> <li>③ 引き続き合志市情報セキュリティポリシーによる個人情報保護を行っていきます。</li> </ol>  |     |    |

## 9. 市民の要望の取扱い（第20条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| (市民の要望の取扱い)<br>第20条 市の執行機関は、市民の意見及び要望に対し、その経過、結果等を記録し、必要に応じて公開することで、透明性の高い市政運営を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第20条は、市民の要望の取扱いについて定めています。</li> <li>・市の執行機関に寄せられる意見や要望への対応について、市の執行機関の基本的な姿勢について示しています。</li> <li>・対応にあたる職員一人ひとりが、第3条の自治の基本理念にのっとり、市の責務(第4章)を理解したうえで、迅速かつ誠実に対応し、対応に当たっては、一方に偏らず平等で、公共の利益を考えることはもちろん、スピード感を持ち、真心を込めて対応することが求められています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課   | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 合志市に対する要望等の処理に関する要綱に基づき各課で受付をし、要望等検討委員会での検討が必要な場合は総務課へ連絡し処理することとなっています。<br>② 各区(自治会)からの意見や要望は区長を通じ要望書として受理し、3箇月ごとに開催する行政協力員(区長)会議でその取扱いや進行状況について報告しています。<br>③ 総合案内への要望等についても要綱にのっとり処理を行っています。<br>④ 要綱には要望等の様式の定めがないので、口頭受信簿等を活用し、要望等の記録を残しています。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 市民からの要望等について相反する要望等もあり、その対処方法が課題です。   |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 要望等の処理に関する要綱に基づき引き続き適切に対応します。   |     |    |

## 10. 行政手続（第21条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| (行政手続)<br>第21条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するため、行政手続に関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第21条は、行政手続について定めています。</li> <li>・行政手続とは、法に基づいて、自治体が行う、処分や決定に関する手続きや手順をいいます。</li> <li>・本市においては、申請に対する処分や不利益処分の手続き、行政立法(命令等)制定時における意見公募の手続きや行政指導について、市行政手続条例を定め、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 合志市行政手続条例を制定し、体制を整えています。<br>② 不利益処分について、具体的な業務ごとに個票を作成しています。   |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 職員が担当業務において、書面で行政処分を行う際の教示(審査請求ができること、期間、相手先を文書で明示する。)など徹底していかなければなりません。<br>② 各部署で、基礎資料となる個票の取扱いが十分ではない状況です。 |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 適用事例が発生しないことが最善です。職員には日常的に個票を活用し、適切な職務遂行・紛争の未然防止に努めるよう助言していきます。  |     |    |

## 11. 公益通報（第22条関係）

| 条 文   | 解 説   |
|---|---|
| <p>(公益通報)<br/>第22条 市の執行機関は、適正な市政運営を確保し、公正な社会を実現するという公益のため、市政に係る違法と思われる行為などに対し、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備し、当該公益に係る通報を行った者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう適切に保護します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第22条は、公益通報に伴う通報者(市職員)の保護について定めています。</li> <li>・公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等や、公益通報に関して事業者及び行政機関がとるべき措置を定めて、公益通報者の保護等を図ることを目的として、公益通報者保護法が制定されています。</li> <li>・公正な社会を実現するという公益のために必要な条文として、あえて市政の運営のなかで明記しました。</li> <li>・「違法と思われる行為などに対し」の条文には、結果だけではなく、起ころうとしている事実や不利益につながるような出来事も含みます。</li> <li>・「市の職員等」には市の附属機関の各種委員等も含まれています。</li> <li>・市の執行機関としては、この規定に基づき、通報を受ける体制を整備することになります。</li> </ul> |

| 担当課                          | 総務課  | 関係課 | 全課 |
|------------------------------|--|-----|----|
| 現 状<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 合志市職員等公益通報者保護要綱(平成23年2月3日告示)により、相談体制を整備していますが適用事例はありません。         |     |    |
| 課 題<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 要綱について、全職員に対する周知が継続的に必要です。                                       |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 適用事例が発生しないことが最善ですが、対象となりうるケースがある場合は、職員の権利擁護のために十分な説明と周知を行っていきます。 |     |    |



## 12. 行政評価（第23条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| (行政評価)<br>第23条 本市の行政評価は、総合計画の進行管理を行うための仕組みであり、計画に掲げる目標の達成状況及び成果を検証し、及び評価し、その結果を次のより良い企画、計画立案及び改善に結び付けることを基本とします。<br>2 市の執行機関は、参画及び協働を進める共通の仕組みとして行政評価を活用します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第23条は、行政評価について定めています。</li> <li>・第15条で示したまちの最上位の計画である総合計画の達成に向けて、行政評価システムを行政経営の手段(仕組み)として、市民との情報共有を含めた、協働によるまちづくりをすすめるための共通の道具として活用していくことを条文として決めました。</li> <li>・総合計画の進行管理を行うための仕組みとしての行政評価システムを、経営のための手段と位置付け、今後も運用していくことを担保しています。</li> <li>・行政評価を活用するなかで、アンケート調査や市政座談会、総合政策審議会での審議やマネジメントシートを活用した市民と職員、議員との意見交換などにより市民の意見を聞き、次の改革・改善に活かしていくことも経営の中に含まれます。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 企画課  | 関係課 | 施策別の主管課・関係課 |
|-------------------------------------|--|-----|-------------|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 総合計画における各施策について、毎年度実施した成果指標を把握・分析し評価を行い、評価結果について議会と市総合政策審議会から意見をいただき、次年度経営方針へ反映させることにより、PDCAサイクルで進行管理を行っています。<br>② 毎年、各施策の評価結果として施策マネジメントシートを市ホームページで公表しています。<br>③ 各事務事業について、事務事業マネジメントシートを市ホームページで公表しています。<br>④ 事務事業の検証を行い、統廃合を進めるオータムレビューを令和2年度に実施しています。 |     |             |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 引き続き事務事業の統廃合を行うための検証を行う必要があります。  |     |             |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 引き続き施策評価を実施し、総合計画の進行管理を行っていきます。<br>② 事務事業において、新たな外部評価の方法について検討を行います。   |     |             |

### 13. 財政運営及び公表（第24条関係）

| 条 文  | 解 説   |
|--|---|
| (財政運営及び公表)<br>第24条 市の執行機関は、将来にわたって健全な財政運営を持続するため、総合計画及び行政評価と連動した財政の仕組みを確立し、本市の財政運営に関する情報について、市民に分かりやすく公表します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第24条は、市の財政運営とその公表について定めています。</li> <li>・将来にわたって健全な財政運営を持続するため、身の丈に合った財政計画を立て、総合計画及び行政評価システムと連動し、計画の実施は財政計画の範囲内で行うこととする仕組みづくりを求めています。</li> <li>・財政情報に関する情報は、広報やホームページなどを使い、市民が分かりやすく、理解できるような工夫をして公表するよう決めました。</li> </ul> |

| 担当課                             | 財政課・企画課   | 関係課 | 全課 |
|---------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 行政評価システムと財務システムを連動し、総合計画に沿った予算編成を行っています。<br>② 予算・決算等に関する財政情報は、適時市広報紙やホームページ等で公表しています。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 財政状況に関する情報について、市民に分かりやすい工夫を検討し公表する必要があります。  |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初)    | ① 引き続き適正な財政状況を維持するため、財政計画を基本とし、総合計画と行政評価に連動した予算編成と適正な執行を行います。<br>② 引き続き財政状況の公表を行っていきます。 |     |    |

#### 14. 参画及び協働の原則（第25条関係）

| 条 文   | 解 説  |
|---|--|
| (参画及び協働の原則)<br>第25条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくりに取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第25条は、まちづくりにおける参画と協働の原則を定めたものです。</li> <li>・第3条で定義した「参画」と「協働」がスムーズに行われるために、自治の主体者である、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりという同じ目標に向かって、お互いを高め合い、協力しながら取り組むことを示しています。</li> <li>・参画及び協働のためには、本条例の前文で示す情報の共有が前提であり、第5章市政の運営の第18条でも情報を共有し説明責任を果たすことが規定されており、「参画及び協働の原則」には欠かせないものであることは言うまでもありません。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 企画課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 各区(自治会)では、環境美化作業、ごみステーションの管理や公園管理など協働により取り組んでいます。<br>② 各地域では地域防犯パトロール、地域での子ども見守りなど協働により取り組んでいます。<br>③ 消防団員数(条例定数745名)は、ほぼ100%であり、自主防災組織数も増加しています。<br>④ 協同のまちづくりの推進と公共の福祉に資することを目的として、まちづくり活動のために新規設立する市民団体を支援するため、平成27年3月に「合志市まちづくり団体設立支援事業補助金交付要綱」を制定しています。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 参画及び協働によるまちづくりへの取り組みについて、情報共有、共通理解がされていないようです。   |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 市民、市議会及び市の執行機関が共通理解を持ち、スムーズに参画・協働が行えるよう、ひきつづき「合志市自治基本条例ガイドブック」を作成し、配布・周知を行ってまいります。   |     |    |

## 15. 参画機会の充実（第26条関係）

| 条 文   | 解 説   |
|---|---|
| (参画機会の充実)<br>第26条 市の執行機関は、協働によるまちづくりを進めるため、市民が自らの意思で主体的にかかわることのできる機会の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第26条は、参画機会の充実について定めたものです。</li> <li>・参画のための制度としては、各種審議会等の委員の構成における公募委員の制度化や、パブリックコメント、市民ワークショップ、市民の意向を聞くアンケート調査などがあります。</li> <li>・協働によるまちづくりをすすめるための手段として、市の執行機関は、効果的な各々の制度を充実し運用することを求めています。</li> </ul> |

| 担当課                          | 企画課   | 関係課 | 全課 |
|------------------------------|---|-----|----|
| 現 状<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 合志市パブリック・コメント手続要綱により、市の政策等の企画立案過程において広く市民に意見を求めています。</li> <li>② 市政への提案箱を設置し、市政への提案を募集しています。</li> <li>③ 市各種計画の策定については、市民への説明会開催等によりその必要性や計画内容を説明し、参画機会の場として市民ワークショップ等を開催しています。</li> <li>④ 市長とのふれあいミーティングを実施しています。</li> <li>⑤ 市にゆかりのある人が、本市のまちづくりへ参画する機会を拡充するために平成22年11月に「合志市ふるさとサポーター制度」を制定しています。現在11人認定。</li> <li>⑥ 平成23年11月に「合志市まちづくり事業提案制度要綱」を制定し、参画機会の充実を図っています。現在11事業認定</li> <li>⑦ スポーツや文化等で活躍している合志市出身者や関係者に委嘱する「合志市ふるさと大使設置要綱」を平成27年7月に制定し、現在1名(谷山佳奈子氏)委嘱しています。</li> <li>⑧ 市の魅力を全国に宣伝しイメージの高揚を図るために平成27年11月に「合志市こうし元気たい設置要綱」を制定し、現在1名(加納麻衣氏)委嘱しています。</li> <li>⑧ 市民の多くが参画(情報に触れる)機会の充実を図るため、市ホームページに加え、プッシュ型メール機能を備えたアプリの公開をしています。</li> </ol> |     |    |
| 課 題<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市政への提案箱設置では、具体的な提案がない状況です。</li> <li>② 各種説明会、ワークショップ等への参加者が少ない状況です。</li> </ol>  |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初) | <ol style="list-style-type: none"> <li>① まちづくり事業提案制度の認定により、参画機会の充実を図ります。</li> <li>② ソーシャルメディアなどインターネットを活用し、多くの市民が参画できる機会の充実を図ります。</li> </ol>  |     |    |

## 16. 審議会等への参画（第27条関係）

| 条 文   | 解 説  |
|---|--|
| (審議会等への参画)<br>第27条 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、公平に幅広い人材が登用されるよう、構成員の全部又は一部の公募による選任及び男女の構成にも配慮します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第27条は、審議会等への参画について定めたものです。</li> <li>・現在でも、市の各種委員会等への委員の選出については、構成する委員の一部を市民からの公募によって選出していますが、ここで、はっきりと明記することによって、公平に幅広い人材が登用されることを求めるものです。</li> <li>・構成員の全部又は一部としたのは、委員の全部を公募によって選任することができるとした上で、専門的な委員や必須委員を除く他の委員について一部を公募によって選出することを求めています。また、合志市男女共同参画推進行動計画の趣旨にのっとり、委員の男女構成にも配慮するよう求めています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課・企画課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 公募…審議会等の委員の公募に関する基準を平成24年10月に定め、委員の10%以上を基準としています。<br>② 男女比…性別の偏りをなくすよう、合志市男女共同参画まちづくり条例や合志市男女共同参画推進行動計画に基づき、女性の割合が40%以上となることを目標としています。改選の際に「男女比が6:4以上となるように」と各課等には指示をしています。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 公募…法令等により委員の資格が定められている審議会や広く市民から公募することが困難な審議会もあります。<br>② 男女比…各種団体からの推薦等により男性に偏りがちで、目標の40%に届いていない審議会等があります。   |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 公募…公募可能な審議会等については、今後も10%以上の委員公募を行っていきます。<br>② 男女比…所属団体の推薦などで男性の場合が多く課題がありますので、その部分については、推薦時に各課等における検討をさらに行います。   |     |    |

## 17. コミュニティ活動（第30条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| <p>(コミュニティ活動)</p> <p>第30条 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。</p> <p>2 各コミュニティは、それぞれの自発的で自律的な活動を通して情報の共有を図り、連携し尊重し合いながら、地域社会を多様に支え合うことを目的とします。</p> <p>3 市の執行機関は、地域の課題を解決し公的な利益や社会貢献につながるコミュニティ活動に対し、必要な支援を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第30条では、地域共同体活動、地域社会活動としてのコミュニティ活動について定めています。</li> <li>・「コミュニティ」の意味を広く捉え、「市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくることを前提に、様々な生活形態を基礎にして形成する多様なつながり、組織及び集団」とし、その活動を地域やテーマに限定せず、極端に言えば2人以上のつながりからコミュニティと考えることができるよう広く定義しています。</li> <li>・市の執行機関が行う「必要な支援」とは、補助金等の財政的な支援も含まれますが、あくまで市民活動団体の自主性を重視し、市(行政)の主導になってしまわないようにとの思いが込められています。</li> <li>・「コミュニティ」とは、区や自治会、地域のつながりを母体として公益や社会貢献につながる活動を行っている団体、NPO団体やボランティア活動団体など、テーマを基に結成され、公益や社会貢献につながる活動を行っている市民活動団体を指す、テーマコミュニティ団体があります。</li> <li>・コミュニティについては、その単語の内容が、多くの意味に解釈できることが影響し、その理解が個々に異なることから、合志市のコミュニティについて定義付けをしています。</li> <li>・市民は、市民の権利(第6条)で示したとおり、まちづくりへの参画の権利を持ち、コミュニティをはじめ、市議会及び市の執行機関と協働する権利を持ち、まちづくりに関して、自らの意見を表明又は提案する権利を持っています。ここでは、コミュニティ活動を通じて、互助、共助の精神(もやい(催し合い:もよおしあい)の精神やお互い助け合う心)を育み、互いに尊重し合いながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに向けて行動しようという思いを表しています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 総務課・企画課・生涯学習課  | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|--|-----|----|
| <p>現 状</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自治会活動、コミュニティ活動がより積極的に実施されていくよう、ソフト・ハード面で支援を行っています。</li> <li>② 区長連絡協議会で各区の課題について意見交換を行っています。</li> <li>③ 社会教育法の改正により、地域と学校の連携・協働の在り方と推進方策として、「地域学校協働活動」の全国的な推進が図られることになりました。</li> </ol>                   |     |    |
| <p>課 題</p> <p>(第3次アクションプラン策定当初)</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 旧合志エリアと旧西合志エリアの運営方法がコミュニティ方式と自治公民館方式で異なります。旧合志エリアで栄コミュニティ(8区)が令和2年度に形成されましたが、そのほかの地域においてどのような方式が適当か検討していく必要があります。</li> <li>② 自治会未加入者の増加や、地域活動を推進するリーダーや後継者不足など自治会の課題を解決するための支援を行っていく必要があります。</li> </ol> |     |    |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 今後の取り組み<br>(第3次アクション<br>プラン策定当初) | <ul style="list-style-type: none"><li>① 今後のコミュニティのあり方についてどのような方式が適切かを検討していきます。</li><li>② 地域リーダーの発掘、育成などを含め、地域コミュニティの新たな地域活動への支援を地区防災計画地区担当職員も活用しながら行っていきます。</li><li>③ 区の課題について近隣市町で構成する協議会でも情報共有し意見交換をしていきます。</li><li>④ 自分たちの力で地域と学校を創り上げていくため、地域学校協働活動の推進を図ります。</li></ul> |
|----------------------------------|--|

## 18. 合志市自治基本条例推進委員会の設置等（第31条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| <p>(合志市自治基本条例推進委員会の設置等)<br/>           第31条 市長は、附属機関として、合志市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、この条例の運用状況を確認し、参画及び協働によるまちづくりに関する基本的事項について調査し、及び審議し、市長に意見を述べることができます。</p> <p>3 委員会は、市民及び自治に関し識見を有する者によって構成します。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第31条は、本条例に基づく取り組みの進行管理を行うため、自治基本条例推進委員会の設置について定めています。</li> <li>・この条例の目的の達成をめざし、自治の一層の推進を図るため、自治基本条例推進委員会を設置しようという条文です。</li> <li>・自治基本条例推進委員会は、常設の委員会で、市長の附属機関のうち調査機関としての役割を持たせるため、主体的かつ自主的にこの条例の運用状況を確認し、基本的事項について調査・審議するとともに、自治の推進について市長に意見を述べるができることとしています。</li> <li>・自治基本条例推進委員会の委員について、市民及び自治に関し識見を有する者で構成するよう求めており、その他、自治基本条例推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めることとしています。</li> </ul> |

| 担当課                                 | 企画課   | 関係課 | 全課 |
|-------------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 合志市自治基本条例推進委員会条例が平成22年10月1日に施行され、委員選任を行い、平成23年2月より会議を開催しています。<br>② 選任委員は、各団体等からの推薦や公募による委員、市議会議員、市職員、自治に関する専門的知識を有する者の合計20名以内で構成されています。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 委員会の所掌事務として、自治基本条例の運用状況を確認し、運用状況や推進の検証等について、調査・審議することとなっており、年2回程度開催しています。限られた時間の会議ですので、検証方法や議題について検討する必要があります。                          |     |    |
| <b>今後の取り組み</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 自治基本条例推進アクションプランの進行管理に合わせて、委員会への報告時期、報告に対する委員会の開催スケジュール等を検討し、定期的な検証を行っていきます。  |     |    |



## 19. 合志市自治基本条例の見直し（第32条関係）

| 条 文  | 解 説  |
|--|--|
| (条例の見直し)<br>第32条 市長は、この条例について、委員会の意見を尊重し、必要に応じて見直すことができます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第32条では、本条例の見直しについて定めています。</li> <li>・社会や経済情勢の変化など、必要に応じ、市長が条例を見直すことができることを示しています。</li> <li>・また条例を見直す際は、自治推進委員会が条例の理念達成に必要な事項や自治の推進について述べた意見を、市長は尊重することを示しています。</li> </ul> |

| 担当課                             | 企画課   | 関係課 | 全課 |
|---------------------------------|---|-----|----|
| <b>現 状</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 合志市自治基本条例推進委員会条例が平成22年10月1日に施行され、委員選任を行い、平成23年2月より会議を開催しています。<br>② 会議では、自治基本条例の運用状況の確認、推進の検証等の審議は行っていますが、条例の見直しについての意見は出ておりません。 |     |    |
| <b>課 題</b><br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 条例施行より10年が経過し、社会や経済情勢の変化などのほか、形骸化を防止するため検証を行い、必要に応じ条文の見直しや追加を行う必要があります。   |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初)    | ① 見直しの必要性について関係部署での検証を行い、委員会の意見をいただきながら、提言書を作成していきます。   |     |    |

## 20. 自治基本条例の周知・啓発

| 担当課                          | 企画課   | 関係課 | 全課 |
|------------------------------|---|-----|----|
| 現 状<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 市民への条例の周知・啓発事業として、以下の取り組みを行ってきました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会開催(随時)</li> <li>・条例啓発パンフレットの作製・配布(市内全戸)</li> <li>・市ホームページへの掲載</li> </ul> ② 自治基本条例推進委員会から条例推進に関する意見をいただきました。 |     |    |
| 課 題<br>(第3次アクションプラン策定当初)     | ① 市民の理解度では、名称は周知されていても条例の具体的内容まで理解されている市民は少ない状況です。  |     |    |
| 今後の取り組み<br>(第3次アクションプラン策定当初) | ① 周知・啓発については、分かりやすい説明方法と繰り返しの啓発が必要であるため、自治基本条例推進委員会からいただいた意見等を参考にし、継続的な啓発を実施していきます。           ② 新たな周知・啓発用パンフレットを検討していきます。   |     |    |